

財政再建に関する特命委員会報告

平成 30 年 5 月 24 日

自由民主党

財政再建に関する特命委員会は、これまで、経済再生と両立した財政再建に向けた「最終報告」（平成 27 年 6 月 16 日）、「骨太の方針 2017 に向けての意見集約」（平成 29 年 4 月 27 日）をとりまとめ、その中で、経済再生と財政再建の両立に向けた具体的な改革の道筋と、この実現に向けた責任政党としての不退転の決意を示してきたところである。

安倍政権は、2016 年度～2018 年度の 3 年間で「経済・財政再生計画」¹の「集中改革期間」として、経済成長と財政再建を車の両輪に政策を実行してきており、本年 3 月 29 日に同計画の進捗についての「経済・財政一体改革の中間評価」（以下「中間評価」）が、経済財政諮問会議において示されている。そして政府は、夏までに基礎的財政収支（PB）黒字化の達成時期と債務残高対 GDP 比の低減など新たな財政健全化目標を策定し、その裏付けとなる具体的かつ実効性ある計画を示すこととしている。

本委員会においては、本年 2 月以降、新たな財政健全化目標・計画に向けての議論を本格化し、3 月 29 日には「財政構造のあり方検討小委員会」から主に歳出改革の具体策についての中間報告を受けた。その後も精力的な議論を行ってきたところ、ここにその結果をとりまとめる。

はじめに

わが国は今後、類を見ない高齢化社会を迎える。もとより長寿は人類が望み続けたものであるが、一方でわが国では、これまで社会の支え手とされた年齢層の人口が急激に減少する。人口構成の変化を反映した社会制度を我々が未だ提示できていない中、これまでの社会制度の安定性・持続可能性などに対する疑問が高まり、国民は漠然とした不安感を抱えている。特に若い世代の不安感は強い。

持続可能な社会をつくるためには、その基盤となる財政の課題は避けて通れない。わが国は戦後復興期から高度経済成長の時期を経てバブル経済崩壊に至るまでの間、経済成長とその果実を活用して、相応の社会保障、相応の社会資本整備、そして相応の公共サービスの提供を実現してきた。しかし、それは経済成長と十分な支え手の存在が前提であり、その前提は崩れて久しいと言わざるを得ない。もちろん人口減少、高齢化社会にあっても経済成長は必要かつ可能であるが、高度成長期のような成長率は期待できない。わが国はまぎれもなく成熟社会に突入

¹「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章

しており、その中で新たな持続可能性の道を探らざるを得ない状況にある。

そのためには、個人や企業がどこまで対応し、政府や自治体がどこまで対応するのか、今一度、自助、共助、公助の範囲を問い直す必要がある。

バブル経済崩壊後、企業部門は過剰債務などにあえいでいたが、政府による様々な取組もあり、足元では名目 GDP が過去最大になるなど経済状況が大きく好転、企業の債務は減少し収益が過去最高を記録するなど経済再生による成果が生じている。経済再生と財政再建の両立を成し遂げるためには、投資の積極化など、今こそ民間の力が必要となっている。

また、2020・2021 年度は後期高齢者数の伸びが鈍化し、高齢化に伴う社会保障関係費の伸びが低くなる。一方で、2022 年には団塊の世代²が後期高齢者の仲間入りし、2040 年代には団塊ジュニア世代³が高齢者となり日本の高齢者数はピークを迎える。こうした予見可能な状況を考えると、中長期的な課題であるとは言え、今から対策を講じる必要がある。

インフラ老朽化対策も急務である。長寿命化等の歳出削減努力は当然であるが、社会資本整備の分野についても、受益者負担に基づく財源対策が必要となる。

政治は未来に対して責任を負う。そのためには、経済再生を実現するとともに、持続可能な社会制度をつくり上げ、国民の将来に対する不安を解消するための具体的な道筋を提示しなければならない。

本報告は、今後、政府・与党が一体となって進むべき道筋を示すものであり、その内容が、近く政府においてとりまとめられる「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「骨太の方針」）に具体的かつ明確に反映されることを求めるものである。

I. 基本的考え方

1. 直面する課題等

我々が政権を回復してからの 5 年間で、これまでの経済政策により、経済は着実に回復しデフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。足元の需給ギャップはプラスに転じており、有効求人倍率は史上初めて 47 都道府県で 1 倍を超え、企業収益は過去最高となっている。

他方で、企業が投資や給料の引上げを手控え、過大な内部留保を積み上げていないか、また、非正規の待遇改善の動きは見られるものの、全体として給料の伸びが力強さを欠くのではないか、との指摘もなされており、生産性の向上など経済の持続的な成長のためには課題も残されている。

また、戦後の復興期及びそれに続く高度成長期以降、急速に整備されてきた公共インフラが老朽化を迎えている。早急に長寿命化対策を講じなければ、

²昭和 22 年から昭和 24 年にかけて生まれた世代

³昭和 46 年から昭和 49 年にかけて生まれた世代

既存の老朽インフラを維持するため多大なコストが必要となり、成長力の基盤を損なうことにもなりかねない。更には、災害の激甚化・頻発化に対応し、ハード・ソフト両面において国民の安全・安心を確保していくことも必要である。

更に、2065年にかけて、総人口が足元の1億2,600万人から8,800万人程度に減少するとの予測がある。我々は今後1億人程度を維持することを目標としているが、生産年齢人口は当分の間一貫して減少することは明らかである。特に、少なくない団塊ジュニア世代が、大学卒業時に就職氷河期に当たり非正規労働を余儀なくされたこと等もあり、結果として未婚率も高く、この世代が人口の第三の山を築けなかったこと等から、今後、75才以上人口の割合の上昇（2015年12.8%→2065年25.5%）等を背景に、社会保障費の増大が見込まれる中、わが国の社会制度を支える層の一人当たりの負担は大きいものとなっていくことが予想される。

2. 財政再建の必要性

わが国財政は、債務残高がGDPの2倍程度に累積し、財政赤字という形で次世代に借金の付回しを行っている状況にある。

財政再建の必要性について、破綻リスクの回避という観点からは、その評価・見方は短期的には様々であるが、財政赤字は次世代による資源配分の自由を制約するものであり、世代間の公平性と持続可能性を確保する必要があること、また、財政再建を通じて財政の対応力を早急に回復させる必要があることについては論を俟たない。

すなわち、高齢化のピークに向けて、支え手が減少する中で社会保障費の増大は避けられない、既存インフラの老朽化への対応が必要になる、減少する支え手の能力向上を通じた国際競争力維持のための教育や研究開発投資の必要性も高まる、更に、大規模な自然災害や国際的な経済金融危機等の外的ショックに対しても適切に対応しなければならない、そうした状況を踏まえ、国債の償還・利払いで政策的経費が圧迫される財政の現状を脱却し、財政余力・対応力を早急に向上させ、強い経済をつくり上げることが、国益実現の上で不可欠である。

3. 経済再生と財政再建との両立

財政再建を実現するためには経済が成長軌道にあることは不可欠であり、我々は、引き続き「経済再生なくして財政再建なし」との基本方針の下、経済再生と財政再建を一体的に進める必要がある。

経済再生は税収増をもたらす財政再建に貢献しており、経済再生なくして財政再建はない。そのためには、企業部門の行動を引き出しつつ、社会や企業の生産性を高め、その果実を設備投資や賃金にしっかりと振り向けてもらい、その賃金で力強い消費を実現するという成長—所得—消費の好循環を实

現する。生産性の向上等を通じてわが国の潜在成長力を高め、持続可能な明るい未来を切り拓いていく。

同時に、将来不安が貯蓄率を押し上げ、消費や投資を抑制させる傾向が見られる中、財政再建、中でも社会保障制度の持続可能性の確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現に向けて後押しすることとなる。

II. 財政健全化目標の設定

1. 財政健全化目標

政府・与党は、財政健全化目標について、フロー目標として、国・地方をあわせた PB を黒字化するとともに、ストック目標として、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すことを掲げてきた。

フローとストックについての両指標はともに重要である。債務残高対 GDP 比の動向は金利と成長率によっても影響を受けるが、PB 改善は国債発行額の抑制を通じて債務残高対 GDP を着実に改善させる。

本委員会においては、内閣府の最新の「中長期の経済財政に関する試算」（以下、「中長期試算」）（2018 年 1 月公表）について、アドバイザーによる検証を行った。PB 収支がわずかな黒字である場合には、中長期試算の成長実現ケースのような高い成長率と金利を前提としても、2030 年代前半には債務残高対 GDP 比が上昇に転じることが明らかとなり、中長期的に債務残高対 GDP 比を低下させるためには、PB を継続的に改善することが重要であるとの検証結果を得た。わが国の債務残高対 GDP 比は 2012 年以降も一貫して上昇しており、この上昇を止めるためには名目 GDP が当初の見通し通り増加し続けることがまずは条件となるが、更に十分な成長が見込めるとしても金利上昇に備え、PB 黒字化にとどまらず、利払費を含む財政収支の着実な改善を目指す必要がある。

2. PB 黒字化目標達成時期

骨太の方針 2017 においては、PB を 2020 年度までに黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すこととしていた。

その後、昨年 12 月の「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、人づくり革命の安定的財源を確保するため、2019 年 10 月に予定されている消費税率引上げ分の使い道を見直すこととした。これに伴い、国・地方の PB の黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020 年度の PB 黒字化目標の達成は困難となったが、PB の黒字化を目指すという目標自体は堅持し、本年の骨太の方針において、PB 黒字化の達成時期と、裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示すこととしている。

最新の中長期試算によれば、「成長実現ケース」における名目 3%台の高い

経済成長率の下での税収増を見込んでもお、歳出改革努力を継続しない場合、2020年代半ばで数兆円規模のPB赤字が残る姿となっている⁴。

今後、団塊の世代は2022年度以降75才以上となり始め、全てが75才以上となる2025年度に向け、社会保障関係費のさらなる増加が見込まれること、その後も社会保障関係費の継続的な増加が見込まれること、今後経済状況が着実に改善することにより2020年代前半には金利上昇が見込まれることを踏まえれば、2025年度までの間に、歳出・歳入両面において聖域なき改革努力を不断に行い、PB黒字化を達成すべきである。

また、併せて、財政収支についても着実な改善に向けて留意すべきである。

なお、健全化目標を達成するため、今後の経済の変動の可能性も見据え、その進捗状況を評価することが重要である。本委員会としても、予算編成過程を含め、毎年度、政府の歳出改革の取組の進捗状況をチェックし、適切な対応を求めていく。

III. 財政再建に向けた道筋 ～経済成長、歳出改革、歳入改革～

「中間評価」では、これまでの3年間の取組について、歳入面では2018年度の国・地方税収は過去最高の水準を更新する見込みとなり、歳出面では、集中改革期間における本予算について、計画で定めた一般歳出等の目安に沿った予算編成が行われたことが示された⁵。財政健全化目標の達成に向け、今後、来年10月に予定されている消費税率引上げや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催による経済への影響を見据えつつ、以下のような観点に立ち、経済成長、歳出改革、歳入改革の取組をバランスよく進めていく必要がある。

1. 経済成長に向けた取組

今後の財政再建の道筋を展望すると、最初の大きな挑戦は来年10月の消費税率引上げであり、予定通り消費税率を10%に引上げるべきである。同時に、景気への影響に十分留意し、消費税率の引上げの影響を緩和するため、駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化する具体策を検討すべきである。

需給ギャップがプラスに転じ、民需主導の経済成長を実現することが必要

⁴ 内閣府「中長期試算」：国・地方のPB(成長実現ケース)

2020年度 ▲10.8兆円、2021年度 ▲10.3兆円、2022年度 ▲9.0兆円、2023年度 ▲7.5兆円、2024年度 ▲5.8兆円、2025年度 ▲3.8兆円、2026年度 ▲1.4兆円、2027年度 +0.8兆円

⁵ 2018年度のPB赤字対GDP比は、2015年7月の中長期試算の予測値▲1.7%程度に対し、2018年1月の中長期試算では、予測値▲2.9%程度に止まっている。PB変動の要因は4つあり、①歳出の目安に沿った効率化努力(対GDP比+0.7%程度)、②本予算に追加した補正予算の影響(同▲0.4%程度)、③成長低下に伴い税収の伸びが緩やかだったこと(同▲0.8%程度)、④消費税率引上げの延期の影響(同▲0.7%程度)

となる中において、財政出動により量を確保して経済全体を下支えする必要性は低下している。政府は予算の質の更なる向上を通じ成長の基盤を整備するための投資を効果的に行うよう努めるべきである。

長期的に少子高齢化が進むことで日本社会全体が停滞するとの見方もあるが、経済成長を決めるのは、労働力の減少を克服し、新たな需要を生み出すハード・ソフト両面でのイノベーションである。持続的な成長を実現するためには、企業部門が中心となり、人口構造の変化に対応した新たなニーズを創出することが欠かせない。

バブル経済崩壊以降、借金返済を続けることで家計と並ぶ貯蓄主体となった企業部門が、現下の大規模な金融緩和状況にもかかわらず積極的な投資に踏み込まず、巨大な内部留保、特に巨額の現預金を抱え続けている。この現状を打破し、改めて投資や労働分配率の向上に踏み込むことが必要である。政府も、あらゆる政策手段を活用して、果敢な経営判断を促していくべきである。

また、我々は経済構造改革を更に加速化させるに当たり、目指すべきゴールを「未来技術をテコにした多様で包容力ある社会」と設定している。少子高齢化を迎え、地方においては生産年齢人口が減少し、活力を失いつつあり、国家的課題となっている。我々は、これに対し、AI、ロボット等様々な未来技術を活用し、人・モノ・サービスをつなげることにより、経済に新たな活力を与えるとともに、高齢者や障害のある人も新たな技術やサービスによって支えられながら生き生きと暮らすことができる、多様で包容力ある未来社会への道を開くこととしている。

我々はその社会を実現するため、

- ① IoT、IoSによりあらゆるものがつながり、新たな価値を生み出す社会へ
- ② 地域・中小企業の生産性革命による好循環の拡大
- ③ イノベーション・エコシステムの実現と「勝ち筋」への投資
- ④ 少子高齢化に立ち向かう新たな人材の参画

の4つのターゲットを掲げている。

こうした取組を着実に実施し、政府は経済再生と拡大を実現していくことが重要である。

2. 歳出改革努力の継続

政府は、「経済・財政再生計画」に則り改革を着実に進めるため、毎年末に個別政策毎に今後の取組の進め方と時間軸を示した改革工程表を策定している。改革工程表に記載されながら改革が進捗していない事項において取組を加速することは言うまでもなく、より歳出の質を高めるため、新たな項目を追加し、引き続き歳出改革の努力を継続するべきである。

また、財政再建に不可欠な当面の歳出改革については、この6年間にわたる安倍政権の歳出改革の取組を維持・継続し、市場に対し財政再建に向けた

政治の確固たるコミットメントを明確にしておく必要がある。このため、財政健全化目標の時期を再び明確に示すとともに、2019 年度予算編成からの 3 年間の取組を「改革加速期間」として、下記 IV. に提示する基本的な考え方と改革項目を含む新たな「経済・財政再生計画」を示すとともに、同期間における進捗状況を評価し、その結果に基づき、更なる取組を積み増す中長期的な道筋を描くべきである。

3. 中長期的な歳入改革の重要性

将来的には、今後も増え続ける歳出要請に適切に対応する観点から、歳出改革を進めつつ、骨太な歳入改革を行うため、国民的な議論を行うべきであり、党と政府においても早急に議論を開始すべきである。

OECD 諸国と比較すると、我が国は社会保障支出の規模については平均程度に位置する一方、国民負担率については低位にあり、受益と負担のアンバランスを解消することが重要であることから、安定的な財源の確保を図る必要がある。

また、人口構造の変化を踏まえ、世代間・世代内の公平を確保しつつ負担を求めることが重要である。さらに、経済活動等の変化を反映した新たな財源調達のあり方も検討すべきである。

なお、昨年末の 2 兆円パッケージや税制改正では、少子化対策のための消費税率引上げ分の活用、高次元な観光対策のための国際観光旅客税の新設、森林整備のための森林環境税の創設などが決定している。これは、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力を通じたペイ・アズ・ユー・ゴー（施策の導入・拡充を行う際は、それに見合う安定的な財源確保を原則とすること）ともいえ、今後歳出改革を進める中で考慮されるべきである。

IV. 歳出改革の具体策

現世代の使命は、持続可能性のある社会を次世代に引き継ぐことにある。そのために、わが国が守るべき価値を見定め、環境の変化に対応し、様々な工夫を積み重ね、不断に改革を進めていくことが肝要である。

歳出改革については、全ての分野についてこれまで以上のペースと範囲で進めることが必要であり、受益と負担のバランスを改善し、限られた資源を賢く使うなど、最大限質の向上を図る地道な改革努力を積み重ねていくことが重要である。

具体的には、2020・2021 年度は後期高齢者数の伸びが一時的に鈍化する一方で、2022 年度に団塊の世代が後期高齢者となり始め、社会保障関係費の急増が見込まれること等を踏まえ、2019 年度予算編成からの 3 年間である「改革加速

期間」において、全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図るため、

- ・ 社会保障関係費については、2019 年度以降、骨太の方針 2015 において、2020 年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を 2021 年度まで継続する。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等」及び社会保障 4 経費に係る公経済負担）については別途考慮する。

- ・ 一般歳出のうち社会保障関係費以外については、経済・物価動向等を踏ましつつ、安倍政権のこれまでの歳出改革の取組を 2021 年度まで継続する。
- ・ 地方の歳出は、国・地方の歳出の 6 割強を占めており、地方の財政効率化は極めて重要である。持続可能な地方財政制度を次世代に引き継ぐため、国の取組と歩調を合わせ歳出改革に取り組む。

特に、国の歳出分野において大きな位置を占める、社会保障、社会資本整備、文教、防衛、地方財政の各分野について、人生 100 年時代の到来、AI 活用など新たな社会変革による生産性向上の可能性、厳しさを増す安全保障環境への対応、欧米諸国、中国やインド等との間での国際競争力の確保など様々な要素を勘案しつつ、具体的な改革に取り組むべきである。

また、全ての歳出分野において、政府が現在取り組んでいる EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）を推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組んでいくことが必要である。

1. 社会保障

2022 年には団塊の世代が後期高齢者となり始め、2050 年代には人口の約 4 分の 1 が 75 才以上となるなど、超高齢化が進展する。一方で、近年高齢者像は大きく変化しており、そうした変化に対応した新たな社会を構築していかなければならない。

そうした中、喫緊の課題は、現行制度が前提としている「支え手」となる世代が年間 80 万人規模で減少していく厳しい状況の中で、社会保障制度における世界に冠たる「国民皆保険」をいかにして次世代に引き渡すかである。従来の想定を超えた医療技術の高度化も進む中で、自助・共助の役割分担

を再構築しつつ、経済社会の構造変化に対応し、人々に前向きな行動を促し、支えるため、制度的な取組が必要となる。

こうした認識に立ち、現在の工程表で検討されている項目をはじめ、以下の改革項目について検討し、実現の工程を具体的に定め、着実に成果を挙げていくことが不可欠である。

① 「人生 100 年時代」に相応しい社会保障制度の構築

- ・ 年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。
- ・ 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。
- ・ 年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準（収入 520 万円要件等）を現役との均衡の観点から見直しを検討する。
- ・ 働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度の実現に向けた検討を行う。

② 国民皆保険を持続可能とするための取組

- ・ 医療費については、これまでも、その水準を診療報酬改定等によって決定するとともに、その負担について、随時、保険料・患者負担・公費の見直し等を組み合わせて調整してきたところ。支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する。
- ・ 団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する。
- ・ 介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付のあり方を検討する。

③ 自助と共助の役割分担の再構築

- ・ 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する。医療技術評価のあり方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進する。
- ・ 高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。
- ・ 薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

- ・ 病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能のあり方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する。
- ④ 効率的な医療提供体制に向けた都道府県の取組を支援
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討する。
 - ・ 法定外繰り入れの解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。
 - ・ 医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。
 - ・ 介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

2. 社会保障以外

(1) 社会資本整備

社会資本整備については、地域生活に不可欠なインフラの維持を図りつつ、災害対応力の強化や潜在成長率の向上などストック効果の高い事業への重点化を進めてきているが、GDP ギャップが解消され、社会資本整備の効率の低下等も認められる中であっても、引き続き経済成長に資する社会資本整備ができるよう、一層のワイズスペンディングの強化が求められている。

このため、インフラの長寿命化等の取組を加速化しつつ既存ストックを有効に活用するとともに、時代のニーズにあわせた緊要性の確保や厳格な費用対効果判断に基づき、重点化を徹底していく必要がある。

また、投資効率の最大化という観点から、PPP/PFI 等の推進、新技術の活用を図ることにより、建設・維持管理コストを大幅に削減する必要がある。

こうした点を踏まえ、以下のような改革努力を継続する必要がある。

- ① スtock効果の高い事業への重点化
 - ・ 費用便益分析 (B/C) を透明化・精査し、生産性向上や災害対応力の強化に資するよう、Stock効果の高い事業に重点化する。
 - ・ 広域的な高速交通ネットワーク⁶の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。
 - ・ Stock効果が高く採算性も確実と見込まれるプロジェクトには、民間資金や財政投融資の適切な活用も検討する。
 - ・ 既存インフラ有効活用やソフト対策により、Stock効果を最大化する。
- ② PPP/PFI 等の推進

⁶ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。

- ・民間の資金・ノウハウを最大限活用し、経済再生のためのインフラのポテンシャルを最大化するとともに、公的負担の最小化を図る。
 - ・赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港においてコンセッションを導入し、財政健全化につなげる。
 - ・各自治体の上下水道事業の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化・共同化、コンセッション等による民間活用、ICT活用等の先進的な取組を横展開する。
- ③ 新技術の活用による公共事業のコスト削減
- ・i-Constructionを推進し、2025年度までの建設現場の生産性2割向上を目指し、機械経費値下げによるトータルコスト節減等を実現する。
 - ・先端技術の現場実証・実装を通じ、IoT、ロボット、AI等の新技術活用によりコストを大幅に縮減する。
- ④ インフラの長寿命化・統廃合の推進
- ・予防保全の徹底によりインフラを長寿命化し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応する。
 - ・国・地方の長寿命化の取組状況を、将来コストを含め「見える化」するとともに、好事例と問題事例の整理・横展開をし、実効性を向上させる。
 - ・各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき公共施設の統廃合を推進する。

(2) 文教

少子化の進展を踏まえ、将来世代に教育費負担を実質的に先送ることなく、教育・研究の質を高めていくべきであり、教育費の負担軽減によって大学改革や学生の勉強意欲を阻害することは厳に避けるべきである。また、多様なキャリアパスが求められている中で、一律に大学に進学すべきであるというようなメッセージを与えないよう、留意する必要がある。

こうした点を踏まえ、大学等への補助については、的確なアウトカム目標の設定、厳格な教育・研究成果の評価・反映により、大学改革に向けたインセンティブを高めるべきである。また、イノベーションに貢献し、国際競争力のある大学や社会のニーズに応えた高等教育機関を構築するとともに、教育・研究の質の向上に向けた自主的な取組みを促しつつ、改革が進まない大学には撤退等を求めていくことが重要である。

他方、学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行うとともに、学生の意欲、能力、教育成果等を問うことで、効果的な支援としなければならない。特に、程度に差異はあるものの、私立大学の4割が定員割れとなっている中で、間違っても、大幅に定員を割るなど、経営に問題がある大学等の支援・救済とならないよう留意する必要がある。

こうした点を踏まえ、以下のような改革努力を継続する必要がある。

① 実効的な大学評価の実施

- ・複数併存・重複する大学評価制度について関係を整理し、効率化を図るとともに、評価者が大学関係者による「身内評価」となっている現状を改革し、厳格な第三者評価を実施する。
- ・学修成果が分かる定量的な情報を開示させるとともに、相対評価を導入する。

② 大学改革の強化

- ・国立大学運営費交付金等について、PDCA サイクルの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進める。
- ・私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。
- ・諸外国の有力大学と比較して低水準となっている産学連携の促進や、国からの資金のみに依存しない財務構造への転換を通じた経営力の強化等を進めるとともに、人事・給与システム改革の実施、大学のガバナンス構造の変革、大学改革が進まない大学の撤退を促進する。
- ・18才人口の減少に応じて、国公立大学が果たすべき役割を踏まえ、国公立大学全体として、適正な学校数や定員規模への見直しを進める。
- ・定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう留意しつつ、国公立の設置形態を超え、各大学の強みを活かした連携・統合を図る。

③ 学生への就学支援の重点化・効率化等

- ・大学生等の就学支援について、所得制限の厳格化や資産要件の導入、学生の意欲・能力の確認、教育の質の確保、学修成果の厳格な管理・評価（出口管理の厳格化）、経営・財務情報の開示（評価結果を含む）、不正受給対策を行う。
- ・現行の所得連動型奨学金の拡充については、制度の安定的・持続的運営を確保するため、格差への波及、運営・執行上の負担や、定員割れ大学等のモラル・ハザード等の問題も踏まえ、慎重に検討すべきである。
- ・大学院生等への支援について、就職を含めた教育・研究の成果確認、産業界との連携促進を進める。

(3) 防衛

昨今の安全保障環境の厳しさを踏まえれば防衛力の充実強化は不可欠であり、財政健全化との両立を図るため、防衛予算の更なる効率化を進める必要がある。

特に、防衛装備品の高コスト構造は、納税者の視点からも防衛力充実の観点からも問題であり、価格競争力の強化を通じた国内防衛産業の強靱化のため、装備品単価の抑制など調達改革の推進が急務である。他方で、外国製装備品の調達に関しては、国内経済の活性化の観点から技術移転をも求めると

ともに、なお一層厳しい価格抑制が不可欠である。また、新規後年度負担の増加によって歳出化経費が積み上がることで、訓練等の経費が圧迫されることは避ける必要があり、新規後年度負担の適切な管理が必要である。

こうした点を踏まえ、以下のとおり、引き続き、防衛装備品の調達における更なる改革を推進していくべきである。

- ・ 装備品の調達契約の改善により高コスト構造を是正する。
- ・ まとめ買い、民生品利用等により調達手法を工夫する。
- ・ 再編や統合等を通じて防衛産業を強靱化する。
- ・ FMS (Foreign Military Sales)⁷をはじめ、外国製装備品についても、価格の透明性を確保し、厳しく価格を精査する。

3. 地方財政

地方創生の推進や東京一極集中を是正し、ヒト・モノ・カネの流れを東京から地方へ向かわせる等の観点を踏まえつつ、持続可能な地方財政制度を次世代に引き継ぐべく、行政サービスの重点化・効率化と財政資金の効率的配分を図る必要がある。その際、自治体自らが効率化に取り組むことを促す仕組みの導入や、偏在性が小さい安定的な地方税体系の構築を進める。

こうしたことを踏まえ、下記のような改革努力を促すことが必要である。

① トップランナー方式を含む業務改革の推進

- ・ 地方歳出の「見える化」を推進しつつ、自治体クラウドの一層の推進、トップランナー方式、同規模の類似団体における経費水準の比較、先進事例の横展開等を通じた業務改革の推進及び地方歳出の効率化を図る。
- ・ これらの取組の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映するとともに、地方公共団体への更なるインセンティブの付与（交付税の配分等）を検討する。

② 広域連携等による地方財政の効率化

- ・ 人口減少を見据え、市町村間での行政サービスの広域連携を更に推進するとともに、既存の取組で市町村合併が進まなかった地域に関して更なる合併を推進する枠組みについても検討する。
- ・ 特に、上下水道事業について広域化のあり方を検討するとともに、上水道と下水道の縦割りをなくすため、共同化を推進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。
- ・ 個別施設計画の策定等を通じて、公共施設等の維持管理費等の「見える化」を進めるとともに、集約化・複合化等を加速する。

③ 地方税改革の推進

- ・ 都市部への偏在性が強い地方法人課税（法人住民税及び法人事業税）に

⁷「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和 29 年条約第 6 号)に基づく有償援助

ついて偏在是正のための新たな措置を検討するなど、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

V. 終わりに

わが党が政権に復帰して財政健全化を着実に進める中で、アベノミクスにより、日本経済の停滞は打破され、プラス成長へと大きく転換してきた。名目GDPは過去最高、企業収益も過去最高水準を記録、雇用状況も改善している。

こうした成果とともに、我々は「人生 100 年時代」を見据えた「人づくり革命」の断行と同時に、財政健全化の旗を明確に掲げつつ、PB 黒字化を目指すという目標をしっかりと堅持することを国民に約束している。

この 3 年間の取組は、経済再生と財政再建が両立しうることを証明したものであり、財政再建に向けた歩みを更に進めるのは、この機を oportune に他はない。

わが国で引き続き進行する高齢化は、主要先進国、アジア諸国も共に直面する課題である。わが国が課題解決に向けた積極的な取組を進めることにより、世界に対して解決策を示していくことが可能となる。

当面の歳出改革は、高齢化等により歳出規模が引き続き拡大する中での改革である。その中心となる社会保障改革において、社会保障制度の効率化を通じて社会保障給付の増加を抑制することは、個人や企業の保険料等の負担を抑制することに他ならず、国民負担の増加の抑制と社会保障制度の安定の両立を図ることは、消費や投資の活性化を通じて経済成長にも寄与することについて広く国民の理解を得ていきたい。

また、財政再建の実現は、社会・経済情勢の変化に応じて、歳出面だけでなく歳入面の改革も同時に行わなければ、難しいと言わざるを得ない。本委員会では引き続きそのための議論を行っていくが、政府においても早急に議論を開始することを強く望むものである。

あわせて、今や貯蓄主体となった企業部門には、改めて積極的な行動に踏み出すよう求めている。

わが党は、責任政党として未来を見据え、日本の社会に持続可能性を持たせ、誇り高く豊かな社会を次世代に引き継いでいくため、国民一人ひとりと広く対話を重ねながら、経済再生と両立しつつ、財政健全化に向けて覚悟をもって臨んでいく。

(以上)